

・参考資料

1. 出展者募集案内資料

**平成 19 年度農林水産省委託事業
農林水産物等海外販路創出・拡大事業(タイ)
Asia Fruit Logistica 「出品案内書」**

1. 日本パビリオン設置の目的

近年の世界的な日本食ブームやアジア地域の経済発展に伴う富裕層の増加により、高品質な日本産農産物がアジア地域をはじめとした海外で人気を集めており、日本産農産物の輸出を促進することで、販路拡大と国際競争力を高め、国内産地の振興を進める機運が高まっています。

タイを含むアジア地域は有望な生鮮農産物の輸出市場と見込まれており、既にタイには日本からリンゴ、柿、梨、イチゴ、メロン、ブドウ、ナガイモ、トマト等様々な農産物が輸出されています。こうした中で、本見本市には、タイはもとより、近隣のアジア諸国のみならず世界中から野菜・果物が出展されるとともに多数のバイヤーが来訪するため、関係近隣諸国への輸出を検討されている関係者にとっても絶好のPR 機会です。

そこで、ジェットロでは農林水産省の委託により、農林水産物輸出促進事業の一環として、アジアではじめて開催される果物・野菜の専門見本市である“Asia Fruit Logistica”にて日本パビリオンを設置・出展します。

2. 事業実施者

日本貿易振興機構(ジェトロ)は農林水産省の委託を受け、本事業を実施します。

3. 見本市概要

(1)見本市名:Asia Fruit Logistica

「Asia Fruit Logistica」とは、ドイツ・ベルリンで開催されている生鮮果実・野菜の専門見本市を、アジアをターゲットとしてアジア地域で初めて開催する見本市です。Asia fruit Magazine(アジアの生鮮果物/野菜ビジネスマガジン)が開催する Asia Fruit Congress(世界中から業界トップの専門家が訪れる世界的な会議)と同時開催で実施します。

(2)会期:2007年9月5日(水)~7日(金)3日間(開場時間 13:00~18:00)

会期中、午前は「Asia Fruit Congress」が開催されます。

(3)会場:タイ王国バンコク クィーン・シリキット・ナショナル・コンベンションセンター
(Queen Sirikit National Convention Center, Plenary Hall 2-3)

(4)主催者:Global Produce Events GmbH (a Messe Berlin and Fruitnet Ltd company)

(5)展示面積:3,200 m²

(6)ウェブサイト:www.asiafruitlogistica.com

4. 募集要項

(1)参加規模:「日本パビリオン」 12小間 (135 m²)

* 商業ブース(企業出品ブース) 10小間 原則1社1小間(3m×3m)とします。

* ジェトロ共用ブース 2小間 (商談ブース、キッチン、事務局)

(2)出品物:

日本産かつタイ王国(以下、タイ)で輸入・販売可能な生鮮果実及び野菜類、ドライフルーツ・ナッツ、ハーブ・スパイス等

(3)出品料: 無料

5. サービス内容

(1) ジェトロが提供するサービス

基礎小間設営・装飾 (受付机、パイプ椅子、社名版等)

共通設備等維持管理

商談ブース設置・運営費
アシスタント雇用(1社1名)
通訳(若干名)
来場者向けジャパンパピリオンDM、パンフレット作成

(2) ジェトロが提供しないサービス

「5.(1)」以外出品者負担の経費であり、その主要なものは次のとおりとします。

輸送に要する経費(本見本市は、別添海外見本市出品規程の「輸送なし」に該当します)

- ・輸出梱包及び見本市会場までの通関・輸送費
- ・見本市終了後、出品物の処理(還送・転送等)に係わる通関・輸送経費
- ・出品物に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料

展示装飾に要する経費

- ・出品者が特別または独自に必要とする設備・備品等の設置・借上、撤去等に要する経費
- 社員等の派遣に要する経費(渡航費、宿泊費等)

出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市会期中の盗難保険料

高価な出品物及び自社ブースに持ち込むパソコン、デジタルカメラ等の出品者所有物には会期中の盗難保険を付保されることをお勧めします。見本市会場で生じた盗難については、ジェトロは一切責任を負いません。

その他

- ・本見本市に係り、出品者の都合により発生する個別経費
- ・輸出入手続き等に係る情報提供やその他サービスについて、既存のものであれば無料でご提供できますが、追加調査等が必要なもの等については、通常のジェトロサービスと同様に有料となりますので、ご了承下さい。

6. 出品物の輸送方法及び見本市終了後の対応について

ジェトロより見本市のオフィシャルフォワードの日本代理店を参考として紹介します。必ず事前に見積り入手いただき、出品者の責任にて取引を行って下さい。各種手続き等については業者と直接行っていただきます。また、既にルートをお持ちの場合は当該業者をご利用いただいて結構です。

また、見本市に出品するサンプルとしての出品物は、販売出来ません。剰余分は、自己責任にて現地処分する必要があります。

7. 小間位置の決定

会場全体の基本構成、小間位置は出展内容によりジェトロにて決定させていただきます。出品者様のご希望に沿えない場合がございますので、予めご了承下さい。

8. 出品の条件(社員等の派遣)

会期の全日程を通じて社員等の方がブースにおいて商談・PRしていただくことが条件です。会期終了前にブースから撤去いただくことはお断りしておりますので、ご了承下さい。申込み後に会期中でブース撤去いただくことが明らかになった場合には、今回または今後のご出品をお断りすることもあります。

9. アンケート等へのご協力

出品者の皆様には、会期前後および会期中にジェトロが行うアンケートなどにご協力いただきます。現地ディストリビューターなどと共同で商談する場合も、出品者の実績として成果を記載願います。

また、出品者の皆様には、農林水産省が別途実施する農林水産物等海外販路創出・拡大事業のうちのフォローアップ調査(聞き取り調査、アンケート調査等)にご協力いただきます。当該調査の受託業者から調査依頼があった際にはご対応願います。

10. 申込方法

本「出品案内書」、「海外見本市規程」を必ずご確認ください、以下に沿ってお申込み下さい。

(1) 注意事項をご確認の上、出品申込書・承諾書(社印も捺印下さい)をジェトロ担当までにFAX願います。

(2) 申込期日までに 出品申込書・承諾書(2通)、事前調査票に記入いただき、企業概要パンフ

レット、出品物パンフレットを添付し、下記ジェトロ担当宛に郵送して下さい。**書類に不備がある場合、受付が完了しないことがあります。**申込書・承諾書の記入サンプルをご参考にご記入下さい。

(3)ジェトロは「出品申込書・承諾書」(2通)に代表者印を押印し、1通を返送します。

(4)申込締切日 **7月5日(木) 必着** *締め切り後、2週間程度で返信予定です。

11. 出品者の選定

出品者の構成は、農林水産省との協議の上、決定します。決定には以下を考慮し、同条件の場合は先着順を優先します。

(1)出品物が生鮮果実類及び野菜類主体であるか。

(2)日本産農産物の輸出促進に資するか。

(3)タイ及びアジア地域等での市場開拓・輸出拡大が見込まれる品目であるか。

(4)タイ及びアジア地域等での市場開拓・輸出拡大のために具体的な考えを有しているか。

(5)タイ及びアジア地域等バイヤー等との商談をフォローする体制が整っているか。

(6)新規参加企業と、タイ及びアジア地域に既に輸出している企業の参加数のバランスが取れているか。

なお、大幅に申込が上回る場合は、締め切り前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承ください。また、募集小間をオーバーしない場合でも、出品品目としてふさわしくないと考えられる際には、ご参加をお断りすることがございます。特に、本見本市は4(2)の出品物に限定されますのでご留意下さい。

12. 出品者説明会

出品者対象の説明会を7月17日(火)に実施する予定です。見本市参加に係る必要事項をご案内しますので、参加が決定した出品者におかれては、万障お繰り合わせの上、ご参加下さい。

13. 注意事項

(1)本見本市出品申し込み後に出品をキャンセルされた場合には、農林水産省に通知され、次回以降の農林水産省主催見本市開催において考慮されることとなります。

(2)本案内に記載されていない事項に関しては、別添「海外見本市出品規程」に準拠します。

(3)「出品案内書」および「海外見本市出品規程」に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更する可能性がある旨予めご了承下さい。

以上

お問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)

輸出促進・農水産部 農水産課 (担当:小林、桐生)

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5546 FAX:03-3582-7378 E-Mail:exc@jetro.go.jp

2. 出品者説明会資料(抜粋)

< 基礎小間ブース >

(1) 基礎小間ブース

基礎小間の設営および基礎装飾は出品料に含まれています。

追加のレンタル備品は、現在選定中の施工業者にジェットロバンコクセンターが取りまとめをして申し込みます。この追加備品リストについては追って至急ご案内しますので、必要備品等については、ご案内時に設定する期日までにジェットロバンコクセンター担当までお申し出下さい。

追加備品などの経費は、セッティングの人件費も含めて出品者の負担となります。また、請求は施工会社より行われますのでご了承下さい。

なお、諸事情によりジェットロ選定の施工業者を通さず、直接主催者に申し込みをされる場合も、ジェットロバンコクセンターまで内容を事前にお知らせください。

(2) 基礎小間ブースに含まれるもの(予定 詳細は追加備品リスト案内時に示します)

1 小間 = 約 3m x 3m (2970mm x 2970mm)

* 壁、白プラスチック板仕上げ(予定) 高さ 2.5m

1m 間隔にフレームがあり仕上げはシルバーメタル(予定)

* 床グレーカーペット仕上げ

* 社名板

* 受付カウンター 1台

* イス 3脚

* 商談用テーブル 1つ (80 x 80 x 72cm)

* 灰皿 1つ

* ゴミ箱 1つ

* 電源コンセント 1カ所(単相 220V(50Hz))

* スポットライト 3灯

注：万が一、不要なものがございましたらジェットロバンコクセンターまで、事前にお知らせください。尚、不要の場合でも出品料の返金などはございませんのでご了承下さい。

(3) ブースの使用にあたって

事前に標準ブースに不具合がないか確認して下さい。

装飾やディスプレイの範囲は各出品ブース内のみとなっております。他の出品者ブースや共通の通路などの妨げにならないようご留意下さい。

(4) 共用備品の設置について

主催者側からは会場地下に共同のシンクなどが用意される予定ですが、ジェットロのブース内に共用シンクを1台設置します。

また、ジェットロ広報ブース内のジェットロ事務局に電話・Fax(受信専用)とコピー機、商談テーブルを設置し、出品者の皆様にも適宜ご利用いただく予定です。

< 会場における各種規制 >

会場における各種規制

(1) ディスプレイ、展示について

各ブース内のディスプレイ、飾り付けについては別資料「主催者マニュアル」の規約を守るようお願いいたします。出品者は飾り付けを個々のブースの外へはみ出さないようにしてください。

* のぼり、垂れ幕類のものも通路へはみ出さないようにしてください。

- * 日本ブース統一装飾のため、ブース上部飾り付けは原則 2m50cm 以下として下さい。これ以上の高さの装飾等を希望する出品者様は、必ず事前に相談下さい。ただし、ご要望に応えられない事があります事をご了解下さい。
- * テープなど取り外しの簡易な方法で取り付けしてください。パネルに直接クギやホチキスなどをうったり、穴を開けたりしないようにしてください。またスプレーや接着剤、シリコンなどの使用も控えてください。
- * 万が一、会場側セキュリティなどに注意された場合は、直ちにジェットロ担当者へ連絡してください。

(2) 広報活動

出品者は個々のブース内で以下のようなデモンストレーションが出来ます。

- * 試食を行うことが可能です（タイ農業委員会食品規格等（TACFS9007-2005）タイ国の法規等に準じて実施下さい）。また、会場内で裸火の使用（ガスコンロ等）は出来ませんが、電子レンジ、電気プレートなどを使用した調理が可能です。これらの備品レンタルについては対応出来ない備品もありますので、必ず事前にジェットロバンコクセンターに相談下さい。また、リストに無いものはご購入の上使用下さい。
なお、アルコール類の試飲は出来ません。必ずお守り下さい。また、調理に際して揚げることも禁止されており、茹でる等といった調理方法に限られることを御了解下さい。
- * 各ブースには給排水は設置しておりませんが、ジェットロブース内にシンクを準備し共同でご使用できます。なお、会場内には共有シンクがあり使用は可能です（ただし、地下にある会場配膳室内のキッチンのみです）。
飲み水用は、個々で Water Tank などをレンタルするか、ボトルのミネラルウォーターを準備するようにしてください。
- * 試飲、試食の提供は共通の通路では禁止されています。必ずブース内から提供するようにしてください。
- * その他、プロモーションのための各種デモ、競技事項（クイズ、ゲーム等）を実施する場合は、事前に主催者側の許可が必要となりますのでお早めにジェットロ農水産課までご相談下さい。

(3) 写真、ビデオ撮影

写真、ビデオの撮影は個々のブース内の撮影は問題ありませんが、他の出品者ブース、見本市場内全体の撮影は許可が必要です。他の出品ブースを撮影する場合は、出品者へ許可を取ること、また、見本市場内全体の写真を撮影の際は、主催者へ許可が必要です。必要な場合は、まずはジェットロへ相談ください。

なお、本見本市日本パピリオン委託元の農林水産省より、日本パピリオン全体の様子について映像媒体で報告するよう指示されております。会期中各出品者ブースや商談・広報活動の様子をジェットロスタッフがビデオ撮影することがありますので、ご了承下さい。

(4) 即売の禁止

現金売買を会場内で行うことは禁止されています。

(5) バッジの携行

見本市場内では全てのスタッフがバッジを携行する必要があります。セキュリティのため、入場の際には警備員がチェックしますので、出展者バッジ（準備及び解体日・時間帯は作業員バッジ）を忘れないようにご留意ください。

(6) 騒音規制

展示を行う際に、プロモーションのための音楽などを行う場合は、50 デシベル以下のレベルでなければなりません。また、スピーカーを使用する場合は、8月3日（金）までにジェットロバンコクセンター又は東京本部までお知らせ下さい。

なお、音楽の著作権上、お使いになる音楽には必ず使用許可証をお持ちになるようにしてく

ださい。

(7)火気・危険物

LPG ガス・ボンベや電気の裸線を使用することはできません。また爆発物、石油、危険ガス、発火性物質などの会場持ち込みは出来ません。

(8)ゴミ処理

主催者側ではゴミの共通撤去等を実施しない予定です。ジェットブース共有シンク内に大型ゴミ箱を準備しますので、ご活用下さい。それ以外は出品者皆様方が責任を持って管理を行い、廃棄等は避けてください。

なお、大量にゴミが発生する場合は、業者委託先(有償：THB\$270/日)を紹介します。委託申請上、8月2日(木)までにジェット東京本部までお知らせ下さい。

(9)セキュリティ

会場内は24時間態勢でガードマンが巡回しておりますが、貴重品などは放置しないようご注意ください。

(10)電気供給と電灯

会場内での裸電球・ランプの使用は出来ません。またネオンライトを使用する場合は、事前の許可が必要ですので、必ずジェットまでご相談下さい。

電圧、スタビライザー、周波数などが現地仕様と異なる場合がございます。特にタイの電圧値は単相220V(50Hz)で日本と異なりますので、電気機器の使用には充分ご注意ください。

電源から機器への接続については事前に各出品者にてトランス、コンバーターなどをご用意頂くようお願いいたします。

また、会場内での電気供給は、ジェット提供分は見本市開催中が開催時間終了後30分、最終日は終了後60分までの供給となります。24時間供給等については別途追加工事が必要となりますので、ご了承下さい。

(11)その他

独自装飾等で大型重量展示物を搬入する場合は、9月4日(火)まで搬入可能です。実施される出品者様は、必ず事前にジェットまで御連絡下さい。

7日(金)の見本市終了後、18:30に主催者側にて供給電力の停止等が行われますのでご注意ください。

コンプレッサー、排煙装置を必要としたい出品者様は、お早めにジェットに御連絡下さい。主催者側から提供される機器以上の容量等が必要の場合は、別途追加備品代等が発生することもありますので、ご了承下さい。

見本市会場の空調は会期開催中(9月5~7日)のみ完備されます。準備期間及び撤去期間中は稼動しませんのでご注意ください。

< 出品物の輸送及び搬出 >

(1)搬入について

荷物の搬入は手で持ち込めるもの以外は全て見本市会場の荷物運送として扱われます。台車による展示物や装飾の搬入は、原則見本市会場裏口(搬出入ドア)より行ってください。

搬入に際して、大型の荷物・備品や装飾物を搬入する場合は、9月4日(火)15:00までに実施してください。9月5日の搬入は、既にカーペット施設等を終えているため、特に装飾は陳列等を除いて実施出来ません。

出品者ご自身の責任において、指定の期間内(9月5日(水)12:00まで)に出品物の搬入、開梱、ディスプレイを全て完了願います。

(2) 予冷施設等について

本見本市において、主催者及び会場側で大型冷蔵設備等の予冷施設は用意されておりません。ただし、主催者側指定のオフィシャルフォワードで、冷蔵保管管理の代行を有償にて行います。必要な際は、オフィシャルフォワードまでお問い合わせ下さい。

(3) 出品物の会場からの無断持ち出しの禁止

出品物を見本市会場から無断で持ち出す事（バイヤーへの引き渡しなど）は禁止されていますので、ご注意ください。

(4) 事後処理

出品物の剰余分等の事後処理は、還送、転送、廃棄、寄贈などの方法がありますが、すべて出品者の責任とご負担で事後処理を行ってください。いったんタイに持ち込んだ生鮮果物と果菜類については、ほとんどの種類が植物防疫法上日本へ持ち帰れません。また出品物を還送される際の保険付保は、各社でお手続きなどをお願いいたします。展示小間の撤去は出品物の再梱包と並行して行いますので、再梱包した出品物は撤去作業の妨げにならない場所に置くようにしてください。還送などがある場合は再梱包終了後、輸送業者に出品物の引き継ぎを確実に行ってから会場を退出願います。輸送業者には見本市会場から直接搬出するように手配してください。

(5) 輸送業者

主催者が指定するオフィシャルフォワード及びその日本窓口は以下にご案内しますので、ご必要に応じて、適宜コンタクトをお願い致します。

なお、石川組(株)より輸送に際する要領資料を入手しておりますので、スケジュール等をご参照の上ご検討下さい。

なお、見積もり等は直接業者とのやり取りをお願い致します。

(6) その他

撤去は9月7日（金）18:30 より前に実施しないで下さい。本指定時間より前の実施は主催者側よりUS\$5,000の罰金が請求されます。

< 輸送に関する各種規制 >

下記 HP にタイ国への生鮮農産品輸出に関する留意事項などがありますので、別紙参考資料と合わせて御参考下さい。

農林水産省 HP 各国の輸出関連制度に関するデータベース（タイ編）

<http://www.maff.go.jp/yusyutsu/db/thailand.pdf>

植物防疫所 HP

<http://www.pps.go.jp/sitemap/index.html>

http://www.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch_top.jsp

<http://www.pps.go.jp/database/export/contents.html>

農林水産省プレスリリース

「タイ王国における植物検疫法に係る告示の改正について」

http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070618press_5.html

農林水産省プレスリリース

「タイ王国向け日本産かんきつ属生果実の輸出について」

http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070627press_2.html

現在、日本からタイ王国向けのかんきつ類の輸出はモニタリング調査を実施の上、ミカンバエの発生がないことを確認の上植物検疫所が登録した生産園地を、タイ側の検査官が検査・調査の後確認した園地のみ輸出可能です。

<日本パビリオンに係る連絡事項>

(1) 出品者バッジについて

本見本市において、各出品者の出品者バッジは1 出品申込企業・団体あたり最大 3 枚まで無償で提供します。また、出品者にジェットロ側で用意するアシスタントへの参加バッジはジェットロで用意します(ただし、アシスタントが所持する参加バッジは会期中のみの使用が可能ですので、原則 13:00~18:00 のみの入退場となります)。また追加の出展者バッジは、1 枚 US\$45 で購入可能です。

出品者バッジは、各自、会期前日(9月4日(火)8:00~20:00)に出展者用レジストレーションにて受け取り下さい(場所:会場地下1階 オーガナイザールーム E118)。なお、上記期日に受け取り出来ない場合は、ジェットロで代理受取をした後、後日会場にて手交しますので、必ず事前にジェットロまで連絡をお願いします。

なお、出品者バッジに加えて、施工・装飾及び解体時に掲げる作業者バッジ(Contract Pass)を合わせて手交します。本バッジは準備及び解体日・時間のみ入場することが出来ます。追加申請分は無償です。

出品者バッジの手交においては、各出品者の代表者が、自社・団体分のバッジをまとめて受領するようお願いします。また会期中は必ず出品者バッジを携行して頂くようお願いします。

追加バッジの購入は、会期前日(9月4日(火)8:00~20:00)に会場内のレジストレーションカウンターにて購入頂きますようお願いします。

事前にジェットロで各バッジの必要枚数について取りまとめますので、別紙様式に従い申込書の提出をお願いします。(別紙 参照)

(2) 現地出品者オリエンテーション

現地出品者オリエンテーションを9月4日(火)15:00~16:00に開催します。場所は見本市会場周辺の会議室を予定しています。

出品者オリエンテーションでは、展示装飾に係る留意事項、出品者アシスタントとのミーティング、その他事務連絡などを行います。

(3) 来場者招待券及び入場券

見本市への来場者入場に際し、ジェットロでは1 出品申込企業・団体あたり最大 20 枚まで無償で招待券を用意します。また、別添 の申込書に従って追加分の出展者招待券を購入できます。招待券の料金は、一回の申請で19枚までUS\$12/枚、20枚以上でUS\$10/枚となっており、代金は見本市開催後に主催者側より申請料金を請求します。本招待券は、会期1日のみ使用可能です。

また、一般に販売される来場者入場券は、主催者側ホームページ内から事前オンライン登録できる他、当日会場内で購入することが可能です。入場券の料金は、1日使用でUS\$30、3日間使用でUS\$50となります。

なお、VIPチケット等の希望がある場合は、別にご相談下さい。

(4) 会期中午前におけるイベント等の用意

ジェットロでは、本見本市会期中の午前の時間を用いて、会期2日目及び3日目にミニセミナー及び市場視察を用意します。

詳細は次を予定しています。是非御参加下さい。

9月6日(火) 9:30~12:00

ミニセミナー: タイにおける植物検疫制度の改正と今後の見通し
タイの日本食品事情について(仮題)

講師 ジェットロバンコクセンター 田雑 征治 氏

もう1名の講師は現在選定中

会場 (未定 会場近くの会議室を予定しています)

9月7日(金) 9:30~12:00

市場視察 : 日本産農産物常設店舗及び現地大手デパート視察
会場及び借上車等準備の都合上、参加者について別添 の申込書に記入の上、提出をお願いいたします。

(5)Asia Fruit Congress の参加

会期中午前には、事前案内の通り Asia Fruit Congress が開催されます。
会議内容等の詳細は、別添資料の通りです(英語開催で日本語の通訳はありませんのでご了承下さい)。

なお、本見本市出展者は下記の特別価格で会議に参加可能です。

参加費用：USD\$400 (3日間参加分)

参加希望の場合は、別添 の申込書に記入の上、提出をお願いいたします。

(6)アシスタント・通訳の手配

日本語対応可能のアシスタントを1小間につき1名を無料で提供します。アシスタントは現地の大学での日本語学科の学生などを想定しています。また、日本パビリオン共用の通訳を全体で5名予定しています(通訳は日本語、英語、タイ語の可能な通訳を選定予定です)。

アシスタントの拘束時間は会期時間中 13:00~18:00 で、会場内のみです。

なお、アシスタントは来場者バッジで入場のため、上記以外の時間の対応が出来ませんので、御了解下さい。

アシスタントについては、オリエンテーション時(9月4日)に簡単なミーティングの時間を設けます。9月4日(火)PM15:00から2時間の予定で各ブースへ配置します。

アシスタントの要否および独自手配の有無、また共用通訳以外に独自で通訳の手配をご希望の場合はその旨を「アシスタント・通訳 申込書」にご記入の上、7月26日(木)までにジェットロ宛に申込みをお願いいたします。(別紙 参照)

注1) 共用通訳は、混雑する場合は順番待ちになりますことをご了解ください。

注2) アシスタントは会期時間内の説明補助要員として雇用しているためこれ以外のご利用はご遠慮ください。

注3) ジェトロ手配のアシスタント・通訳に対して、サンプル品の無償提供、最終日午後までの無料提供を暗示する言動はお控え願います。ジェトロでは、アシスタント・通訳が出品者に対してサンプル品をもらいたいなどの言動をしないよう管理する予定ですが、ある出品者さんが無償提供することで、他の出品者さんへの質問に繋がる恐れがありますので皆様のご協力をお願い致します。

(5)出品者アンケート

会期中にジェトロによるアンケート調査を実施しますのでご協力をお願いいたします。

アンケートは、日毎(9月5日、6日、7日)のものと総合アンケート(9月7日)の2種類があります。日毎のアンケートについては、同日夕方18:00までにアシスタントを介して回収致します。総合アンケートは最終日(9月7日)の18:00までにアシスタントを介して回収致します。

(6)コピー機・ファクス・電話

ジェトロブース内に電話/FAX機とコピー機を1台設置します。電話/FAX機は受信専用です。また、コピー機を大量にご利用の際は、簡易コピー機設置のため、見本市会場内のコピー等をご案内します。

(7)文房具類

各出品者にてご用意頂くようお願いいたします。なお、現地購入先等は24ページに参考紹介いたします。

試食備品(紙皿等)も含めて、ラーマ4世通りのカルフル、ロータスなどが購入調達の際便利と考えられます。

(8)電力・電源

日本から調理器具を持っていく場合には変圧器が必要です。また、基礎小間ブースに付属の電気容量は1,100Wまでです。これ以上の電力の機器をご使用の場合は、追加電気工事が必要です。

(9)実演、試食

各ブース内で実演・試食が可能です。各ブース外（共用通路等）での実演・試食は禁止されています。

(10)調理器具の使用について

仮設のガス及び電気器具の使用が出来ません。卓上のホットプレートや電子レンジ等のみ使用できます。

(11)現地渡航手配

航空券・ホテル等は出品者負担となります。各自でご手配ください。

ホテルは、主催者オフィシャルホテルには、会期中は無料シャトルバスが運行しているものもあります。

(12)見本市会場へのアクセス

右記 HP http://www.qsncc.co.th/about_qsncc/about_howto.asp
からシャトルバス、MRT 及び BTS による移動方法があります。

(13)喫煙

見本市会場内は全面禁煙です。喫煙は所定の喫煙所のみにてお願いします。

(14)ジャパン・パビリオン出品者パンフレットの作成

ジャパンブースの各出品者をご紹介するためのパンフレットを作成します。皆様には原稿のご提出等のご協力をお願い致します(別添 参照)。

(15)ジャパン・パビリオン事前広報活動

見本市事前広報の一環として、現地のプレス等マスコミへの紹介記事掲載の働きかけや、タイ及びアジア地域バイヤーに対する DM の発送を予定しています。

この DM 作成において、各出品者様の出品物等の効果的な PR に向けて原案の確認や、各種資料・写真等のご提供等にご協力をお願いします。

なお、いただいた情報を元にジェットロで編集、広報させていただきますので、いただいた資料をそのまま活用し、特定の企業や商品を PR するわけではありませんのでご了承下さい。

また、主催者側よりオリジナル紹介プロウシェを提供いただく予定ですので、出品者独自でジェットロ作成の DM 及び主催者作成プロウシェをバイヤー等へ送付したい時は、ジェットロ東京本部まで相談下さい。

(16)宿泊手配について

渡航手配同様、出品者各自にてご手配ください。なお、見本市主催者による推奨ホテルがございますのでご参考までにご案内致します。

http://www1.messe-berlin.de/vip8_1/website/MesseBerlin/htdocs/www.asiafruitlogistica/en/Travel_Info/OfficialHotels/index.html

(17) その他

見本市開催初日にオープニングセレモニーが実施されます。場所は出展ホール前（Main Foyer）にてです。出品者バッジを携帯すれば無料で入場できますので、ぜひ御参加下さい。

3. 出品者アンケート

(1) 事前調査票

-ASIA FRUIT LOGISTICA 事前調査票

1. ASIA FRUIT LOGISTICA への出品目的を教えてください。

出品目的	具体的に想定されていること	国名 (ex. タイ、香港、シンガポール)
既存の現地代理店を通じたさらなる販売先の拡大 新規代理店発掘 現地法人設立の検討 自社ブランドの売り込み、反応を見るため 市場調査、情報収集など その他 (_____)		

2. 目的 (ターゲット) とする来場者の業種等をお聞かせ下さい。(上位3つまで)

フードサービス	外食(レストラン等)	その他 (_____)	
メーカー	食品メーカー	飲料メーカー	その他 (_____)
中間流通	商社・貿易・輸入 (_____)	卸・問屋	物流・倉庫 その他
小売	デパート ホテル	スーパー ケータリング	惣菜・中食 その他 (_____)
その他	具体的に (_____)		

3. 市場開拓・輸出拡大のための戦略と体制

(1) 市場開拓・輸出拡大のための戦略

御社の商品の市場開拓・輸出拡大のため、今回参加を希望されている見本市を契機に、事前、事後にどのような方策を検討されているかご記入下さい。商談のフォローアップ体制等につきなるべく具体的にご記入ください。(図等を使用いただいても結構です)

4.ASIA FRUIT LOGISTICA の出品物について教えてください。

現時点で予定している出品物について1から順番に優先順位をつけてご記入下さい。なお、今後出品物を追加する場合には、本出品案内書の出品規定を遵守願います。

(1)出品予定の商品について教えてください。(お申込時点で決まっているもので結構です。)

	出品物	日本産原材料 (乾燥品等の 場合)	タイ及びアジア地域へ の輸出実績(該当に を)	PR ポイント等
1			有 _____ : (年間の量・額) 無 _____	
2			有 _____ : (年間の量・額) 無 _____	
3			有 _____ : (年間の量・額) 無 _____	

「大韓民国における日本食フェア」(独自開催) 「第2回タイ日本食品フェア」(独自開催)
「中国国際食品・飲料展」(FHC北京2005) 「中国国際食品・飲料展」(FHC上海2005)

<平成18年度>

「マレーシア食品・飲料国際見本市」(MIFB2006) 「パリ国際食品見本市」(SIAL2006)
「中国国際食品・飲料展」(FHC上海2006) 「食の国際見本市」(Gulfood2007)
「International Restaurant & Foodservice Show of New York 2007」 「ロンドン国際食品・飲料見本市」(IFE2007)

7. 今回の見本市参加に際してのジェトロのサポートについてお聞かせ下さい。

1) ジェトロからの事前の情報提供として期待される内容についてお聞かせ下さい。(上位2つまで)

タイにおける日本食マーケット事情

タイの日本食品レストラン・日本食取り扱い小売店情報

タイ及びアジア地域への進出のための規制・留意点

その他 具体的に()

2) 今回の出品に際し、商談支援の一環として上記以外に期待されることについて自由にご記入ください。

.....
本調査票に得られた情報は、本見本市運営のみに利用します。

お客様の個人情報保護管理者 ジェトロ農水産課 課長 TEL:03-3582-5546

(2) 出品者総合アンケート

Asia Fruit Logistica 2007 出品者総合アンケート

農林水産省大臣官房国際部国際経済課 輸出促進室
日本貿易振興機構(ジェトロ)輸出促進・農水産部 農水産課

このアンケート調査の結果は、農林水産省ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

質問1. (事業評価) 今回の展示商談会は**日本国内の企業・団体等に対する生鮮果物・野菜類の輸出商談の場の提供**を目的として開催しましたが、本展示商談会は皆様のお役に立つものでしたか？ 下記の1～4から適当なものを選択してください。また、その理由をご記入ください。

4.役に立った	3.まあ役に立った	2.あまり役に立たなかった	1.役に立たなかった
理由			

質問2. (業務改善) Asia Fruit Logistica 2007日本パビリオンへ出品いただいた目的の重要度につきまして、該当する項目のアルファベットに印をつけて下さい(複数可)。また、それぞれの項目に対するお役立ち度を下記の中からお選び下さい(それぞれを1つ)。そして、その理由をご自由に記入願います。

		参加目的	お役立ちの程度				
			4 役 立 っ た	3 ま あ 役 立 っ た	2 た ま ま り 役 に 立 っ た	1 か つ た 役 に 立 た な か つ た	
A	自社産品・サービスの認知度向上	→	4	3	2	1	
B	自社産品・サービスの顧客獲得	→	4	3	2	1	
C	自社産品・サービスの販売代理店獲得	→	4	3	2	1	
D	自社産品・サービスの販売代理店支援	→	4	3	2	1	
E	現地進出のための市場調査、情報収集	→	4	3	2	1	

質問3. 次のそれぞれの農林水産省及びJETROのサービスについて、どの程度満足しましたか(それぞれ を1つ)。
 (業務改善) その理由をご自由に記入願います。

		a) 満足の程度				理由
		4 満足	3 まあ満足	2 やや不満	1 不満	
A	日本パビリオン及び貴社の立地条件	→ 4	3	2	1	
B	基礎小間ブースの装飾・備品など	→ 4	3	2	1	
C	通訳・アシスタントのサポート	→ 4	3	2	1	
D	会場スタッフのサポート	→ 4	3	2	1	
E	出展に係る情報提供 (説明会や各種お知らせなど)	→ 4	3	2	1	

質問4. ご出展期間中の成果について、印象的なエピソードなどありましたらお教え願います。
 (業務改善)

成約の内容 (取引先の社名, 取引の内容, 成約額US\$, 成約済み・成約見込など)をできればご記入下さい。

--

質問5. 農林水産省及びJETROのサービスについて、ご自由に感想をご記入願います。
 (業務改善)

--

お手数ですが、同アンケートは会期中毎日ご提出願います。

3) 出品者デیلیーアンケート

2007年9月

出品者各位

ジェトロ 日本パビリオン事務局

出品者アンケート(9月 日分)

本見本市の成果を取りまとめるために、本日の商談について、ご回答頂きますよう
よろしくお願ひ致します。同アンケートは、農林水産省及びジェトロの事業成果把握等のため
に使用するものであり、個別具体的な企業名を外部に公表するものではありません。

貴社名 () ご記入者名 ()

1. 商談件数 _____ 件

以下アンケートは、商品や企業概要の説明、価格・納期の交渉、資料提供等を行い、
名刺交換などにより相互に連絡先を確認したやり取りの件数をお教え下さい。

2. 成約件数 _____ 件 金額 US\$ _____ 単価 _____ (あたり)

* サンプルオーダーの受注を含む。

3. 成約見込件数 _____ 件 金額 US\$ _____ 単価 _____ (あたり)

* 半年以内に成約が見込めるもの。

4. 代理店申込 _____ 件

5. 商談・成約の対象となった出品物

6. その他、お気づきの点がありましたらご記入下さい。次の日に向けての改善点

ご協力ありがとうございました。

情報管理責任者 ジェトロ農水産課長 高橋 徹 TEL 03(3582)5546

4) 出品者フォローアップアンケート

日本貿易振興機構(ジェトロ)
輸出促進・農水産部 農水産課 桐生行
FAX : 03-3582-7378

提出期限 : 2008 年 2 月 12 日 (火)

「ASIA FRUIT LOGISTICA 2007 出品者フォローアップアンケート」

ご記入日 _____

貴社・団体名 _____

ご記入者名 _____

ご所属先 _____

1. 販売・輸出

- 1) 展示・商談会終了後現在までに成約に至った件数 : _____
- 2) 金額 : US \$ (又は THB・円等) _____
- 3) 成約に至ってないが商談継続中の案件数 : _____
- 4) 成約見込み金額 : US \$ (又は THB・円等) _____
- 5) 展示・商談会会期中も含めて成約に至った代表的な事例を 2 例ご記入願います。

【事例 A】

対象商品名 (具体的に) : _____

対象商品のセールスポイント : _____

成約相手企業名 : _____

成約相手企業の業態 :

メーカー 輸入・卸 小売 その他 _____

成約相手企業の国 : _____

成約のポイント :

品質 価格 小ロットでの受注が可能 デザイン・色 素材
市場ニーズへの適合 その他 _____

今後の継続販売見込み : 有り 不明

【事例 B】

対象商品名 (具体的に) : _____

対象商品のセールスポイント : _____

成約相手企業名 : _____

成約相手企業の業態 :

メーカー 輸入・卸 小売 その他 _____
成約相手企業の国： _____
成約のポイント：
品質 価格 小ロットでの受注が可能 デザイン・色 素材
市場ニーズへの適合 その他 _____
今後の継続販売見込み： 有り 不明

2. 代理店契約

1) 代理店契約締結件数： _____ 商談継続中の案件数： _____

2) 代表的な事例をご記入願います。

対象商品名（具体的に）： _____

成約相手企業名： _____

成約相手企業の業態：

メーカー 輸入・卸 小売 その他 _____

成約相手企業の国： _____

成約のポイント：

品質 価格 小ロットでの受注が可能 デザイン・色 素材

市場ニーズへの適合 その他 _____

年間販売予定額：US\$（又は THB・円等） _____

3. その他の出品成果 *日本国外の場合は具体的な国名もご記入下さい。

1) 日本国外（例：商品の共同開発先の発掘、現地法人設立の検討等）

2) 日本国内（例：出品の PR 効果による国内新規取引先の発掘等）

4. 今後の貴社・団体の海外ビジネスの展開

1) 対象国 1： _____ 目標とする年間輸出額：US\$ _____

（又は THB・円等）

対象国 2： _____ 目標とする年間輸出額：US\$ _____

（又は THB・円等）

2) 上記 1) を達成するために予定している手段：

見本市への出品（見本市名 _____）

個別セールス 現地代理店の発掘 現地法人の設立

その他 _____

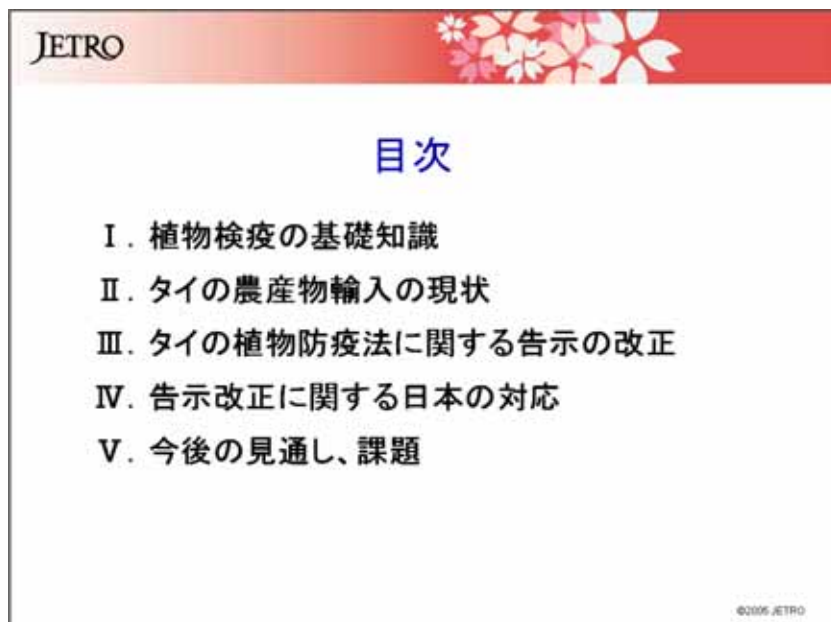
ご協力ありがとうございました。

情報管理責任者 ジェトロ農水産課長 高橋 徹 TEL 03(3582)5546

4. セミナー資料及び市場視察概況

(1) ミニセミナー(9月6日(木)9時半~12時実施)

タイにおける植物検疫制度の改正と今後の見通し バンコクセンター 田雑 征治氏





I. 植物検疫の基礎知識

植物検疫とは？

新たな病害虫の侵入や蔓延を防ぐため、空港や港湾等の水際で、国外から持ち込まれた、もしくは国外へ持ち出す植物に病害虫が付着していないかどうか確認すること(前者は輸入検疫、後者は輸出検疫)

植物検疫にかかる国際ルール

自国の植物を適切に保護しつつ、できるだけ貿易を阻害しないことにすることが必要【(WTO(世界貿易機構)の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)や「国際植物防疫条約」に従う必要あり】

©2006 JETRO



I. 植物検疫の基礎知識

輸入検疫で講じられる主な措置

- ・輸入の禁止
- ・特別な条件を付けた上での輸入の許可
- ・輸入農産物等の検査
- ・検査結果に基づく消毒・廃棄等の措置

各国の植物検疫規制

農業の重要性や地理条件の違いにより国により異なる規制
例えば、
・オーストラリア、ニュージーランド、日本等、島国で農業の重要性も高いところ・輸入検疫かなり厳しい
・香港、シンガポール等農業がない国・輸入検疫緩やか

©2006 JETRO



II. タイの農産物輸入の概要

- 経済発展とFTA政策推進により輸入が増大
 - ・購買力の向上で輸入温帯果実が広く出回るようになった
 - ・中国、豪州、NZ等はFTA締結で関税撤廃・削減⇒輸入の増加
- 中国のシェア高いが国際的な貿易品目は幅広く輸入
 - 例) タイの果実・ナッツ輸入全体に占める中国産のシェア56% (2006年、金額ベース)、続いて米国、ベトナム、豪州、南ア。
 - ・中国産はタイ北部からの陸路経由も多い
 - ・気候的にタイでの生産に向かない温帯作物が多い
 - ・日本からの輸入が多いものは、りんご、かき、ながいも等

©2008 JETRO



III. タイの植物防疫法に関する告示の改正

これまでのタイの植物防疫制度

- 輸入禁止対象植物が限定
 - ・日本産が輸入禁止で影響があるのは「かんきつ類」のみ
 - ・精米を除く米、キャッサバ、ココヤシ等重要熱帯作物を規制
 - ・禁止対象植物の解禁に際しては検疫措置を要求
 - ・りんご、なし、かき、もも等温帯果実はほとんどフリー
- 輸出段階での検査要求対象も少ない
 - ・輸出時の検査・植物検疫証明書の添付が必要ないもの多い (りんご、なし、もも、いちご、かき、さくらんぼ、ぶどう、メロン)
- 周辺諸国と比較した規制の厳しさ
 - 中国>インドネシア・ベトナム>タイ・マレーシア>シンガポール

©2008 JETRO

Ⅲ. タイの植物防疫法に関する告示の改正

改正のねらい

現行の緩やかな規制ではタイの農業に悪影響を与える病害虫の侵入の可能性が高い <建前>

タイの農産物輸出促進の障壁である輸出先の植物検疫規制クリアのためのバーター取引手段を得たい <おそろく本音？>

- 輸入禁止対象植物の範囲を拡大
 - ほとんどの植物を規制対象に(輸出時の検査を要求)
 - 商業輸出の実績があれば経過措置適用
- (以上は国際ルールに準拠した措置だとしており、撤廃させることは困難)

©2006 JETRO

Ⅲ. タイの植物防疫法に関する告示の改正

(1) 輸入禁止対象植物の拡大

- **果実についてはほとんどの品目が原則輸入禁止**
 - ・りんご、なし、かき、もも、さくらんぼ、ぶどう、キウイフルーツ、びわ等の温帯果実
 - ・パイナップル、バナナ、マンゴー、マンゴスチン等の熱帯果実
- **野菜も果菜類を中心に原則輸入禁止**
 - ・すいか、メロン、かぼちゃ、きゅうり等ウリ科の果実
 - ・いちご等ベリー類
 - ・ナス科野菜は果実だけでなく種子も含め植物体全体が禁止

その他

スイートコーン、さとうきび、トウモロコシ種子等

©2006 JETRO



Ⅲ. タイの植物防疫法に関する告示の改正

(2) 規制対象植物の拡大

・貿易取引される大半の植物について規制対象とし、輸出国での植物検疫検査と植物検疫証明書の添付を義務付け

・対象となるもの:

茶、コーヒー、米、セリ科、サトイモ科、キク科、アブラナ科、アカザ科(ホウレンソウ)、ヒルガオ科(サツマイモ)、ヤマノイモ科、ウリ科(果実は禁止対象)、マメ科、ユリ科(ネギ、タマネギ等)、アオイ科(オクラ)、ラン科、イネ科、バラ科、ショウガ科等

・日本からの重要輸出品目では、ながいも、さつまいも、各種種苗、精米がこれに該当

©2005 JETRO



Ⅲ. タイの植物防疫法に関する告示の改正

(3) 商業輸出実績を踏まえた経過措置の適用

◆ 輸入禁止植物の取扱いの原則

・原則はタイへの輸入が禁止となり、貿易に伴う病害虫の侵入リスクに応じ検疫措置を新たに検討、設定した上で解禁

◆ 商業輸出実績を踏まえた経過措置の適用

- ・過去5年間(2002~06年)にタイへ商業ベースでの輸出実績がある品目については、検疫措置の設定までの間、継続的輸入を許可
- ・商業実績に該当することの証明は輸出国が証拠書類を提出し、タイ政府が判断するが、輸出国との協議になる場合も
- ・経過措置が適用される品目については、その後、輸出国から病害虫リスク関連データがタイ政府に提出される必要

©2005 JETRO

Ⅲ. タイの植物防疫法に関する告示の改正

スケジュール

官報掲載 …… 2007年6月1日

改正告示施行 …… 2007年7月31日

商業輸出実績提出の締切 …… 2007年9月27日

病害虫のリスク関連データ提出の締切
…… 2008年1月27日

Ⅲ. タイの植物防疫法に関する告示の改正

今後適用される可能性のある検査措置とは？

病害虫の侵入リスクの程度に応じ、園地指定、輸出先の検査官の来訪による確認、病害虫の完全殺虫処理、輸出時の厳密な検査等が必要になる

<日本からタイへ輸出される温州みかんの例>

「ミカンバエ」が発生していないタイ向けの園地等の「登録」
⇒生産者による園地防除の徹底⇒植物防疫官による「輸出時の検査」

<日本から台湾へ輸出されるリンゴの例>

「モモシクイガ」の防除を徹底する台湾向けの園地等の「登録」
⇒生産者による園地防除の徹底⇒植物防疫官による「輸出時の検査」



IV. 告示改正に関する日本の対応

果物・野菜及び種苗の重要な輸出先であるタイへの輸出に悪影響が極力生じないよう、植物防疫部局、輸出振興部局、作物生産進行部局が連携して対応を実施

商業輸出実績の収集と提出

関係企業に協力を要請し、これまでにりんご、なし、もも、いちご、かき、さくらんぼ、ぶどう、メロン、なす、トマト、ピーマン、じゃがいも等のデータを準備、第一回目のデータを提出済み

病害虫リスク情報の収集と提出

商業輸出実績のある品目に関するリスク分析に関する資料(病害虫の発生状況等)の提出を準備



IV. 告示改正に関する日本の対応

- 商業輸出データの提出により、主要輸出品目については当面の間輸出は継続できる見込み
- これまでの輸出量が少なかったり、2007年から本格的な輸出がスタートしたものについては、タイ政府が「商業輸出」とみとめるかは微妙なケースも。
輸出実績が少ない禁止対象作物の輸出継続のためには、9月末の締切りに向け輸出実績を持つ関係者からの追加データがなお必要な可能性もあり、データを持つ方は農林水産省植物防疫課へ連絡を。
- 見解の相違があった場合は今後も両国間で協議

関連URL: http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070618press_5b.pdf



V. 今後の見通し、課題

直ちに、確実に生ずる課題

商業輸出実績のない禁止対象植物は、新たに輸出することがかなり困難になる ⇒ 経済的な影響は大きくないが……

検疫措置の設定により生ずる課題

- タイ政府と輸出国の間で、軒並み「日本産温州みかん」と同レベルの検疫措置が設定された場合、禁止対象植物の輸入量・金額は大幅に減少することは確実
- その場合、各国との大きな外交的摩擦が発生する可能性も
- 輸入農産物が豊富に出回り、消費者に定着した現在、供給が突然経たれることは、タイの市場にもかなりの混乱を生ずる

©2005 JETRO



V. 今後の見通し、課題

タイ政府の方針は？

- タイ政府の狙いがバーター交渉での輸出先の植物検疫規制のクリアであるならば、個別に柔軟な検疫措置を要求する可能性
- タイ政府の狙いが一部の国からの農産物の輸入減も辞さない考えであるとしたら、主なターゲットは国内農業サイドの不満が大きく、国産とも競合する中国産か？

検疫措置の設定の時期

- 今後、タイ政府は多数の検疫措置を設定しなければならないため、病害虫リスク分析を入念に行った場合は提示まで何年もかかるが、ポイントを絞って行うと短期間での提示もありうる

©2005 JETRO



V. 今後の見通し、課題

タイへの世界からの農産物輸出への影響は？

- 仮にタイ政府が各国に軒並み厳しい検疫措置を要求した場合、検疫措置の設定が早い順に輸出へのダメージが大きくなる
- 輸出国の植物検疫当局が対策をこまねいていると、輸出へのダメージは大きくなる
- 病害虫の種類の類似性は、日・タイ間のほうが欧米やオセアニアより近い面もあるため、タイ政府が先進各国に軒並み厳しい検疫措置を要求した場合、日本と競合する輸出国のほうが大きなダメージを受ける可能性もある
- 結局のところ、今後の影響はタイ政府の出方がはっきりしないと見通すことは困難

©2005 JETRO



V. 今後の見通し、課題

日本産果実等の検疫措置は？

- 検疫措置が厳しくなるかは、タイに存在しない重要な病害虫がタイにとって重要な農作物の病害虫として侵入するリスクが高いかどうか重要な要素
- かんきつ類はタイにとって重要な農作物であることからこれまででも厳しい条件が求められたが、他の果実等は？
- 日本の主要輸出品目に関するタイ国内生産の程度は、ざっとメロン>ぶどう>いちご>りんご>もも・かき・なし

その他不確定要因

- タイ政府は、今後も病害虫リスク分析の結果、さらに禁止対象・規制対象を追加する可能性もあるとしている

©2005 JETRO



V. 今後の見通し、課題

まとめ(かなり私見を含む)

- 現時点では、この制度改正が、日本産果実・野菜のタイへの輸出に大きな打撃を与えるとは言えない
- もし日本産果実・野菜のタイへの輸出に大きな打撃となった場合、これは中韓、欧米、オセアニア、南ア等の競合国も同様であり、日本産の相対的な沈下となるわけではない
- 今後のタイ政府の制度の運用状況を注視していく必要があり、ジェトロも関係機関と連携して情報収集・提供を行っていく



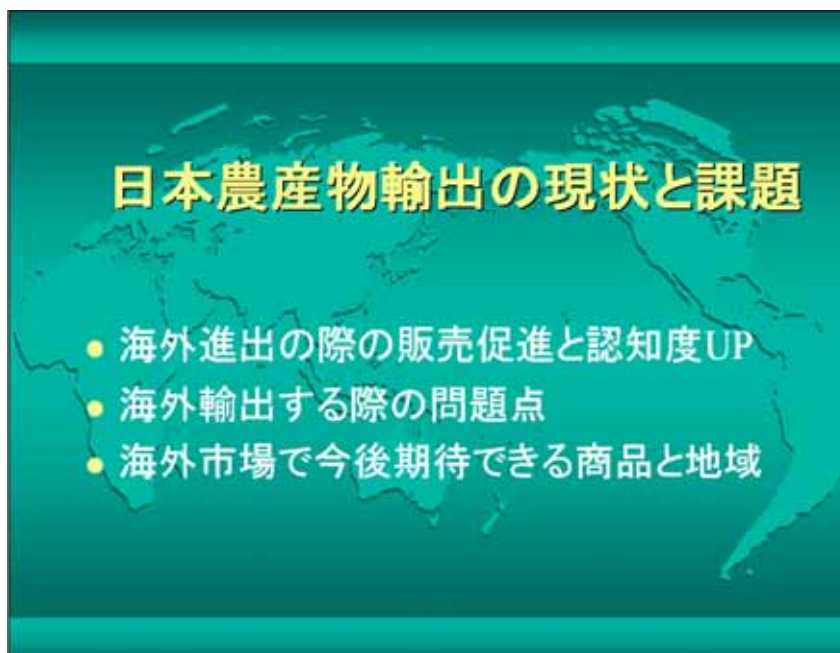
ありがとうございました。

日本貿易振興機構(ジェトロ)
バンコク・センター

ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様の判断で行ってください。また万一、不利益を被る事態が生じてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

日本産農産物輸出の現状と課題

(株)サングローブフード 代表取締役 安齋 良邦 氏



輸出先での販促と認知度UP

- 日本の四季折々の農産物の紹介
- 日本人の果物に対する感覚
- 高品質ではあるが世界一高い果物
- 試食による品質の差別化
- 高級品志向

海外輸出する際の問題点

- 輸出可能な環境が整った
- 生産者団体での輸出に対する意識
- 輸出実務等、商流の整備
- 輸出業者のリスク
- 物流施設、資材等の開発

A world map is visible in the background of the slide, rendered in a light blue color against a darker blue background. The map shows the outlines of continents and oceans.

海外市場で今後期待できる売れ筋 商品と地域

- 成熟した日本食文化への高い評価
- アジア諸国でリンゴ、梨に続く商品は
- 欧米、NYでイチゴが評価される

(2)市場視察(9月7日(金)10時~12時実施)

市場視察メモ

	単位	タイバーツ
セントラルワールド フルーツむらはた		
フルーツバスケット モモ(黄桃)3ヶ		1,600
モモ(黄桃)7ヶ(白桃)3ヶ		4,580
メロン、マンゴー、モモ等組み合わせ		5,630
ブドウ		
ロザリオ		1,500/pk
かいじ		800/pk
ピオーネ		1,000/pk
マスカット オブ アレキサンドリア		2,500/box 1房
マスクメロン		4,200~4,500/ヶ
りんご	つがる	500/ヶ
なし	幸水	350/ヶ
	豊水	370/ヶ
カキ	富有(奈良)	350/ヶ
モモ	白桃	300/ヶ
	黄桃	350/ヶ
スイカ	月形町 (黒色の皮)	7,000/ヶ
	ゴジラのたまご	15,000/ヶ
セントラルワールド セントラルフードホール内		
ブドウ	巨峰	899/pk
カボチャ	1/4 カット	49
サツマイモ		99/100g
伊勢丹 セントラルチットロム店		
キュウリ		25/100g
シメジ		115/pk
サツマイモ		800/kg
カボチャ		670/kg
トマト		670/kg
ナス 3本		220/pk
ミズナ		225/pk
エダマメ		495/pk

<参考資料1.> タイ、10月の農水産物市場価格(ジェトロ発行・Food & Agriculture(No.2663より))

														(単位: パーツ)	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	Fujiスーパー(F)サイアムパラゴン(P) TOPSチッドロム(T) 伊勢丹(I) セントラルワールド(C)	
<りんご>															
中国	18	16	15	19	19	12	17	16	17	16	16	16	16	18	/個ふじ(T)
米国	14	14	12	11	12	12	12	13	13	13	13	14	14	/KgRED APPLE(T)12月-1個の価格	
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個ふじ(F)10月2個入りパックの価格
チリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	/個Fuji(T)	
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	/個Newsealand Rose(T)	
日本	-	149	129	149	-	149	149	-	99	99	-	-	-	/個むつNO.28(T)	
日本	-	-	369	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個世界一(T)	
日本	349	-	398	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個世界一(T)	
日本	-	349	175	-	-	369	-	-	-	-	-	-	-	/個世界一青森産(C)	
日本	-	199	199	129	149	-	-	-	-	-	-	-	-	/個士林(C)	
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個津軽(T) TOPS仕入れ	
日本	-	-	-	-	-	179	-	-	-	-	-	-	369	/個世界一(T) TOPS仕入れ	
日本	-	-	-	-	-	109	95	95	-	-	-	-	-	/個金星(T) TOPS仕入れ	
日本	-	-	-	-	-	92	-	-	-	-	-	-	-	/個士林(T) TOPS仕入れ	
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個津軽(T) 日本の業者仕入れ	
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個RedGiant(T)	
日本	-	-	129	129	129	129	129	179	179	179	-	-	-	/個ふじNO.36(T)	
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	229	/個ふじLNO.32(T)	
日本	-	-	-	149	149	129	-	-	-	-	-	-	-	/個ふじMatsudaNO.32(T)	
日本	-	-	-	179	179	149	149	-	-	-	-	-	-	/個ふじMatsudaHoney(T)	
日本	-	-	119	258	258	129	-	-	-	-	-	-	-	/個金星(T)	
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/信濃ゴールドアップル(T)	
日本	-	299	-	-	-	-	-	179	179	179	-	-	-	/個JonaGold(T)	
日本	-	199	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個清香(T)	
日本	-	199	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個秋映(T)	
日本	-	199	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個陽光(T)	
<いちご>															
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	139	99	99	-	/パック(250g)Austrarian Sweet Heart(T)
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(250g)TiProduce(T)
マレーシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(208g)Import(F)
ニュージーランド	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(250g)Newzealand Sweet Red(T)
ニュージーランド	-	165	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(250g)Newzealand Fresh Gro(T)
ニュージーランド	-	319	299	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	379	/パック(454g)Long Stem Strawberry(T)
ニュージーランド	-	119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(250g)Banquet(F)
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(454g)RedJack(F)
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(454g)Sugar Velley(F)
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(250g)Driscoll's(F)
米国	-	-	-	-	-	-	-	389	-	-	-	-	-	-	/パック(454g)Sweet Darling(T)
米国	-	-	-	-	-	-	-	259	-	-	-	-	-	-	/パック(454g)White horse(T)
イスラエル	-	-	-	139	139	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(250g)Carmel(T)
タイ	-	85	65	59	79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(250g)Orachorn Chiangmai(T)
タイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック(250g)Hitwan Strawberry(T)
日本	-	-	-	-	648	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック ちちおとめ(T)
日本	-	-	-	-	-	748	-	-	-	-	-	-	-	-	/パック11粒 博多あまおう(T)
<なし>															
中国	62	-	-	-	65	59	65	-	69	-	-	-	-	-	/KgFragrant Pear(T)
中国	19	19	19	25	19	-	22	22	25	22	19	15	19	19	/個Snow Pear(T)
中国	-	-	-	-	32	32	-	-	-	-	-	-	-	-	/個ShandonPear(T)
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45	/個Organic Snow pear(T)
オーストラリア	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個Snow Pear(T)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個豊水(T)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	299	279	279	/個豊水(T)NO.28
日本	-	-	498	449	449	449	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 豊水にっこり(T)
日本	167	167	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 幸水(T) TOPS仕入れ
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 幸水(T) 日本の業者仕入れ
日本	449	449	369	369	-	-	-	-	-	-	-	-	-	350	/個 新高(T)NO.16
日本	-	289	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 新高(C)
日本	-	369	369	299	299	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 南水(T)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	279	279	279	/個 20世紀(T)
<柿>															
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個Spreme Gold(T)
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	69	39	-	-	-	-	/個Persimmon(T)
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個Persimmon Primum(T)
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	62	-	-	-	-	-	-	-	/個Persimmon(T)
韓国	49	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個Persimmon Korea(T)
イスラエル	-	-	-	149	-	-	-	-	-	-	-	-	-	249	/箱(6個)Sharon Fruit(T)
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	/個Persimmon Fuyu(T)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 フユ(T)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 IZU(T)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 温室柿和歌山産(T)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	229	/個 刀根早生(T)
日本	299	299	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	259	/個 次郎柿(T)
日本	-	269	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 平核無(C)
日本	-	-	169	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個Persimmon Japan(T)

(単位: パーツ)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	Fujiスーパー (F) サイラムパラゴン(P) TOPSチッドロム(T) 伊勢丹(I) セントラルワールド(C)
<ぶどう>														
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	159	-	-	-	/Kg RedGrobeGrape(T)
オーストラリア							139	-	-	-	-	-	-	/Kg Thomson Green SeedlessGrape(T)
オーストラリア									219	119	-	-	-	/Kg BlackSeedlessGrape(T)
米国	189	189	189	199	169	139	139	149	-	189	179	169	169	/Kg RedSeedlessGrape(T)
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/lb ChampagneSeedlessGrape(T)
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	159	139	/Kg CaliforniaRedGlobeGrape(T)
中国	89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/バック Kyohou(T)
中国		65	-	-	-	-	-	69	-	-	-	-	-	/バック(500g) GifongGrape(T)
南アフリカ						109	109	109	119	-	-	-	-	/Kg RedGrobeGrape XL(T)
タイ	209	209	-	209	209	-	179	179	179	-	179	179	-	/Kg OrachonBlackSeedlessGrape(T)
タイ					169	-	-	-	-	-	-	-	-	/バック Padvaris Black Seedless(T)
タイ						149	-	-	-	-	-	-	-	/バック Titawan Black Grape(T)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/バック Deraware Grape(T)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/バック 巨峰(T)
日本										748	748	750	750	/バック 巨峰 栃木産(T)
日本		349	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/バック 巨峰長野産(C)
日本		529	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/バック マスカット岡山産(C)
日本										2,076	-	2,076	-	/箱 Alexandria Grape 岡山産(T)
日本												800	-	/バック RozarioBlancoGrape(T)
日本												800	519	/バック Kaiji Grape(T)
<メロン>														
タイ			89	95	99	-	-	-	-	-	-	-	-	/Kg Onichi Melon(T)
タイ			109	115	115	-	119	-	119	89	119	89	119	/Kg Japanese Melon(T)
タイ								99	-	-	-	-	-	/Kg Provaris Orange Melon(T)
イタリア									360	-	-	-	-	/Kg Italy Retato(T)
日本		1,779	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 マスクメロン千葉産(C)
日本			3,003	1,779	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/個 マスクメロン千葉産(T)
<コメ>														
タイ	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	-	248	262	/5Kgはるか(F)
タイ	250	250	250	250	250	250	250	-	-	-	-	-	-	/5Kg特選日本米(F)
タイ	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269	-	-	-	/5Kgおこめ物語(F)
米国	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	-	208	-	/2.26KgBOTAN Rice(F)
米国	245	245	245	245	245	-	245	245	249	245	-	245	245	/2.26KgNISHIKI(F)
日本	758	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/2Kg新潟コシヒカリ(F)
<長いも>														
日本	145	145	145	-	127	-	127	127	127	127	-	-	-	/100g航空便(I)
日本	40	40	40	-	38	38	38	38	38	38	38.0	-	-	/100g船便(I)
日本													590	/Kg(I)
<きのこ類>														
タイ	14	14	14	14	14	14	14	19	14	14	14.0	30	30	/100gOyster mashroom(I)
タイ	28.5	28.5	27.0	26.0	28.4	28.4	28.0	25.0	28.5	28.5	22.0	26	27	/100g生しいたけ(I)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	170	170	/バック生しいたけ(I)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/100gまいたけ北海道産(I)
日本	199	199	200	-	-	-	-	-	-	-	-	130	115	/バックまいたけ新潟産(I)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/100gエリンギ長野産(I)
日本	179	179	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	/100gブナシメジ静岡産(I)
<ししとう>														
マレーシア	145	145	145	145	-	145	-	-	-	-	-	-	-	/バック(I)
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/100g千葉産(I)

1. 定性情報

農林水産省の常設店舗型輸出促進対策事業により、伊勢丹での日本産野菜の品揃えが多くなっている。

2. その他情報

日タイ経済連携協定(JTEPA)が11月1日に予定通り発効した。これにより、日本・タイの間の農畜産物の輸出入は一部の例外を除き関税が削減または撤廃となるため、関係者からは貿易促進の好影響を期待する声が多く、JETROにも問い合わせが多く寄せられている。関税が撤廃となるリンゴの施行直後の輸入のケースでは、多少輸入手続きに通常より時間を要し、また関税は一旦施行前の税額を支払った後に後日還付されるという手続きとなったことだが、著しい混乱はなかった模様。

バンコク、サイラムパラゴン6階マーケットホールにて、グルメ日本市「北の味フェア」が10月20日(土)～11月4日(日)まで開催された。スライ、タラバ、ケガニ等のカニやホタテ貝等の海産物、北海道の牛乳やラーメン、小岩井牧場の各種乳製品の他、北海道産米から397、コロケ、串カツ等各種の食品が販売され、好評を得たこと。

仙台市、福島市、山形市は昨年引き続き2度目の「仙台・東北ジャパンフェア 仙台・福島・山形観光物産展」を伊勢丹バンコク店で開催する。期間は11月1日～11日までで、食品の販売は5階催事場「The Space」、イベントは6階レストスペース及び1階で開催。果物では福島産の梨、柿や山形産のりんご、西洋なし、米では各地域産の「ひとめぼれ」、「コシヒカリ」、「はえぬぎ」の3品種。昨年好評だった菓子の「秋の月」、カキフライや笹かまぼこ等の水産加工品など3市の特産品が販売される。イベントでは山形舞妓の演舞や伊達政宗の甲冑レプリカの展示等も。なお、伊勢丹5階スーパーマーケット内で同時開催の「おいしい日本・日本直送野菜フェア」では、関東各県産の空輸ホウレンソウ、小松菜、キュウリ、長ネギが販売される。

高級ホテル、コンラッド・バンコクの日本食レストラン、「ドリンキング・ティー・イーティング・ライス」で、10月19日～28日まで、昨年に引き続き「ジャパン・ウィーク」と称するイベントが開催された。コンラッド東京より招かれた日本料理のシェフによる実演会、酒ソムリエによる日本酒教室等が行われた。

福岡県は、昨年、バンコクとの友好都市協定を締結した記念として、「福岡ジャパンフードフェア」を11月17～25日に伊勢丹バンコク店で開催する。太宰府の梅が枝餅や福岡で人気の「秀ちゃんラーメン」等が登場する。

農林水産省の輸出促進事業による日本食品の展示、即売、商談会である「日本食品フェア2007」が、12月6～9日に、バンコクコンベンションセンター・アット・セントラルワールドで開催される。日本とタイの企業50社以上が約700のブースを設置し、日本直送の各種の日本産農林水産物・加工食品・飲料を紹介するほか、日本の食品に親しむ各種のイベントも予定されている。

< 参考資料 2 . > 農水産物輸入トレンド(ジェトロ発行・Food & Agriculture(No.2663 より))

		2007年									2007年 1-9月累計		
		2006年の累計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月	
りんご	輸入量												
	中国	68,945,040	6,832,394	6,083,932	3,693,701	6,751,533	3,153,802	3,254,751	4,298,799	6,789,196	6,398,578	47,256,686	
	米国	9,597,561	763,157	1,453,319	779,731	931,404	583,130	351,402	527,545	843,547	493,695	6,726,930	
	韓国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日本	238,295	23,330	28,437	4,509	9	10,570	0	9	4,898	1529	73,301	
	輸入額												
	中国	1,608,185,111	162,029,033	150,539,478	95,142,386	167,546,000	73,295,249	88,770,114	109,533,808	160,071,689	137,449,427	1,144,377,841	
	米国	338,810,157	25,860,007	49,859,721	26,495,802	33,712,823	20,704,735	12,785,713	18,082,417	27,298,626	18,897,691	231,697,535	
韓国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日本	19,657,402	1,488,616	3,682,634	325,187	2,708	910,831	2,600	2,561	34,154	238,801	6,995,479		
イチゴ	輸入量												
	オーストラリア	42,563	0	0	0	0	7	0	792	14,874	26,086	41,759	
	マレーシア	1,340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ニュージーランド	18,003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	米国	15,182	280	0	1,038	2,269	4,981	18,350	10,309	2,226	17,251	41,178	
	日本	1,155	72	317	783	697	2	0	0	0	0	1,871	
	輸入額												
	オーストラリア	7,343,791	0	0	0	0	1,195	0	245,131	2,342,660	3,877,026	6,466,012	
マレーシア	204,153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ニュージーランド	3,323,391	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
米国	4,447,496	45,022	0	399,386	751,748	1,028,944	3,388,468	1,666,343	359,319	260,247	7,899,477		
日本	798,601	62,683	226,597	439,181	483,098	2,916	0	0	0	0	121,475		
なし	輸入量												
	中国	43,082,667	4,621,649	3,402,930	1,106,588	1,363,563	714,075	1,088,332	1,955,588	3,186,843	3,257,582	20,697,601	
	オーストラリア	33,970	200	350	250	321	62	3	44	13	78	132	
	日本	7,970	0	0	0	0	0	0	9	269	2,445	2,723	
	輸入額												
	中国	936,730,170	105,617,017	82,018,559	25,168,026	29,718,504	17,397,892	24,729,202	41,455,624	63,560,625	62,095,215	451,760,664	
	オーストラリア	2,087,407	31,294	53,144	33,718	40,374	2,745	341	5,075	1,091	6,235	17,407	
	日本	1,081,110	0	0	0	0	0	0	4,323	105,542	384,593	494,458	
柿	輸入量												
	ニュージーランド	284,345	0	0	0	2,314	40,739	17,732	132,132	44,108	0	337,025	
	オーストラリア	23,109	0	0	350	1,551	700	0	0	0	0	2,601	
	中国	4,114,449	34,900	0	0	0	0	0	0	28,630	37,476	11,006	
	日本	136,240	8,440	2	0	0	0	0	0	0	790	9,232	
	輸入額												
	ニュージーランド	23,889,554	0	0	0	292,282	5,512,412	3,562,463	14,509,390	5,000,639	0	38,877,886	
	オーストラリア	1,812,053	0	0	40,701	270,896	123,079	0	0	0	0	434,676	
中国	78,620,541	997,549	0	0	0	0	0	0	108,155	135,622	3,394,726		
日本	7,772,927	304,137	2,000	0	0	0	0	0	0	17,114	477,251		
桃	輸入量												
	米国	32,980	0	0	0	0	2,705	5,549	3,295	17,774	5,588	44,911	
	日本	329	0	0	2	0	0	37	170	278	583	1,070	
	輸入額												
米国	2,977,092	0	0	0	0	368,188	602,706	1,407,565	1,724,468	668,466	4,771,393		
日本	187,509	0	0	606	0	0	29,233	82,908	145,128	44,873	302,748		

	2006年の累計	2007年									2007年 1~9月累計		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
ぶどう	輸入量												
	オーストラリア	3,136,357	339,087	401,414	334,180	654,383	812,973	290,491	27,720	15,960	0	2,876,208	
	米国	5,373,587	62,817	14,696	0	16,200	0	39,147	195,889	1,097,517	499,002	1,925,268	
	日本	8,777	0	0	0	0	0	55	272	231	522	1,080	
	輸入額												
	オーストラリア	207,342,131	22,815,186	27,710,394	23,470,264	38,002,199	47,654,083	19,510,948	1,495,822	931,380	0	1,159,027	
米国	350,122,950	3,899,314	858,398	0	855,541	0	3,796,516	13,126,288	54,838,771	24,752,736	102,127,564		
日本	1,101,757	0	0	0	0	0	47,893	13,829	132,056	288,625	702,403		
コメ	輸入量												
	米国	37,122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日本	1,088	300	24	0	0	1,000	0	0	21,000	0	22,324	
	輸入額												
米国	1,170,941	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日本	158,574	35,290	3,050	0	0	79,434	0	0	401,12	0	58,886		
にんじん	輸入量												
	オーストラリア	988,046	37,360	79,560	28,240	28,240	56,360	14,020	14,100	80,410	67,312	405,602	
	日本	130	0	300	0	16	0	0	0	0	420	736	
	輸入額												
オーストラリア	14,767,298	766,222	1,276,017	341,546	317,050	681,838	160,863	165,885	1,345,004	1,109,087	6,163,512		
日本	18,774	0	18,056	0	3,202	0	0	0	0	24,051	45,309		
冷凍かき	輸入量												
	チリ	25,430	10,980	0	0	0	0	1,447	0	0	0	22,427	
	日本	9,470	276	15	84	10	100	385	343	579	252	2,044	
	輸入額												
チリ	2,636,798	1,055,008	0	0	0	0	972,788	0	0	0	2,027,796		
日本	2,897,515	94,326	11,761	27,987	5,402	80,701	132,418	59,829	148,325	86,235	646,979		
焼酎	輸入量												
	ベトナム	20,551	0	0	2,280	13,092	13,576	600	1,888	0	4,722	53,158	
	韓国	161,736	9,000	15,900	7,920	15,360	8,280	0	7,920	22,320	0	86,700	
	日本	111,364	773	9,981	16,981	5,263	14,916	10,893	15,158	12,134	1,677	87,776	
	輸入額												
	ベトナム	1,097,645	0	0	524,658	1,451,733	1,264,576	124,782	1,556,030	0	288,689	5,210,468	
韓国	6,502,169	299,092	536,137	260,911	582,011	266,063	0	409,420	733,156	0	3,086,790		
日本	16,494,501	142,701	2,622,479	1,690,868	610,987	2,925,220	727,050	2,143,083	1,939,590	363,210	13,165,188		
日本酒	輸入量												
	日本	326,057	23,550	18,718	27,587	24,713	11,099	6,747	31,464	25,573	16,013	195,464	
輸入額													
日本	32,180,966	1,941,487	2,242,419	2,776,529	2,682,832	1,538,499	1,656,832	3,982,003	1,844,316	1,744,307	20,409,224		

ISHIKAWA-GUMI, LTD.

INTERNATIONAL FREIGHT FORWARDERS / EXHIBITION TRANSPORTATION CONTRACTORS



出展物輸送案内



Asia Fruit Logistica

会期: 2007年9月5日(水)~7日(金)

会場: Queen Sirikit National Convention Center, THAILAND

本展示会の指定業者であるTRANS-LINK EXPRESS (BANGKOK) CO LTD.の日本側代理店としてお手伝いさせていただきます。
 首記展示会に関しまして、輸送の概要を下記の通りご案内させていただきます。

株式会社石川組・国際部
 東京都品川区東品川 5-9-4(〒140-0002)
 TEL:03-3474-8102
 FAX:03-5460-9841

A 業務範囲

往路	オプション 引取り 熏蒸証明 輸出梱包 貨物保険	指定倉庫 通関・船積	現地港 現地空港 輸送・通関	展示会場 税関検査 小間搬入 開梱・設置 空箱引取り
	展示会場 空箱戻し 再梱包 税関検査 トラック積み	現地港 現地空港 通関・船積	指定倉庫 通関・船積	オプション 国内配送 開梱 残材処理
復路	Bangkok保税倉庫			

展示会場での真空梱包も手配いたします。

B 日程

- 7月27日(金)

船便

 「提出書類」提出期限。(この日までに弊社宛にファックス願います)
- 7月30日(月)

船便

 (輸出梱包済) 貨物指定倉庫搬入期限
- 8月10日(金)

航空便

 「提出書類」提出期限。(この日までに弊社宛にファックス願います)
- 8月13日(月)

航空便

 (輸出梱包済) 貨物指定倉庫搬入期限

「提出書類原稿」に関しましては、下記をご参照ください。
 未梱包貨物に関しましては、弊社にて輸出梱包を手配することが可能です。
 その場合、貨物の搬入先、スケジュール等を別途ご案内させていただきますので、事前にご相談下さい。
 オーバーサイズ貨物(ノーマルコンテナに積載できないもの)は、特殊コンテナの確保等によりスケジュールの見直しが必要となります。事前にご相談下さい。

上記のスケジュールで何か不都合がございましたら事前にご相談下さい。
可能な限り調整させていただきます。

C 書類

日本および現地での通関用に下記の書類が必要となります。
通関用 Commercial Invoice & Packing List
輸出貿易管理令関連書類(該当する場合)
製品カタログまたは説明(英文)
商品写真(デジタルカメラによるデータ)
PHYTOSANITARY証明書
貨物保険証券

作成要領は別添Aをご参照下さい。
現地税関説明用に必要です。
食品に関しては項目Iをご覧ください。

D 貨物搬入先 輸出梱包済貨物

< 京浜地区より出荷の場合 >

【船便】 (株)石川組 東京店(ASIA FRUIT)
東京都品川区東品川5-9-4
TEL: 03-3474-8102

【航空便】 (株)エアロ航空 気付 石川組(ASIA FRUIT)
東京都中央区新川1-1-3
TEL: 03-3553-2222

< 未梱包貨物の搬入先 >

【関東地区】 朝日祥物流 浦安物流センターA棟 気付
石川組・国際部 (THAIFEX 2007)
千葉県浦安市東野2-12-28 天野屋倉庫内
TEL: 047-352-6647

荷受時間は平日 9:00 - 16:00です。原則的には、土、日曜日及び祭日は、荷受け出来ません。

(搬入の際、他の貨物との混同を避け、貴社の貨物を迅速に確認する為に)別添の「貨物搬入票」をご使用下さい。

「貨物搬入票」: 巻末の指定フォームを使用して下さい。

-必要事項をご記入の上

事前に弊社・国際部宛てにファックスして下さい。

貨物搬入時に倉庫の受付にご提出下さい。(宅配便等ご利用の場合は不要)

E ケースマーク

- 1 各外装梱包のケースマークは下記の通りご手配下さい。(梱装箱の側面2面以上に入れて下さい)
出荷から返送までの輸送途中において貴社の貨物を識別する大切なものです。
途中で消えたり剥がれたりしないようにご注意ください。

Asia Fruit Logistica 2007
C/O TRANS-LINK EXPRESS (BANGKOK) CO LTD

NAME OF EXHIBITOR 英文の出展者名

サプライヤーとしてご出荷の場合は、貴社名も併記して下さい。

STAND NO. 小間番号

CASE NO. 1 ~ 展覧に

GROSS WEIGHT: KG

NET WEIGHT: KG

DIM: x (CM)

- 2 航空便で貨物を追送される場合、CASE NO. は船便の続きから取って下さい。
C/No.が重複しないようにご注意ください。

F 梱包

1) 現地通関をスムーズに行うために

梱包は a)食品(飲料含む)(=他のものと梱包をすると通関ができません。)

b)保税とするもの(=展示会終了後再輸出するもの、または処理が未定なもの)、

c)その他現地で配布・消耗するもの、及び売却等が決まっており、タイより再輸出しないものに分けて下さい。
同梱しますと、税関手続きが遅れる場合があります。

2) 再梱包のために

日本への還送予定貨物、売却予定貨物等再梱包を要する貨物は、再梱包資材の現地調達が困難なため、往路輸送時の梱包を再度使用します。再梱包まで考慮した梱包、及び防錆処理、予備資材等をお考え下さい。(さらに現地における開梱・再梱包がスムーズにできるボルトやフックを施したものが最適です。)

3) 梱包強度

梱包不良によるダメージは、保険求償の対象にはなりません。過去、梱包不良のため、機械のダメージや、輸送途中に錆やかびが発生した例があります。また機械は、くれぐれもしっかりとした木箱に入れ輸送中に動かないようにしっかりと固定して下さい。

G CD-R / DVD-R / ビデオテープに関して

1)CD-R / DVD-R/ビデオテープ等

これらに関しましては、現地にて事前に検閲があります。ご出荷を考えられている場合は、事前に弊社にご相談下さい。
8月20日(月)までに内容リストと共に、弊社宛てにご送付いただき、現地へ送付いたします。(送料、検閲料が別途発生いたします)
また、**念のためバックアップ用として同じものをご用意いただき**、別途送付することをお勧めいたします。

H 貨物保険

輸送途上及び荷扱い中の破損、紛失等に関しましては、貨物保険が唯一の求償手段となります。出品物の保険に関しては、荷主様のご負担で付保していただきます。
往路は、「日本より現地搬入まで、会期中、会期終了後会場搬出」まで付保することをお勧め致します。
(第三者求償権放棄特約にてご手配願います。)
ご希望であれば弊社にて付保は可能ですので事前にその旨お申し出下さい。
その際、金額・貨物内容に関してはご提出いただく「通関書類作成用原稿」に記載された価格に基づきます。
なお、付保金額が求償限度額となります。

I 食品(飲料を含む)に関して

全ての食品(飲料を含む)に関して、タイ側での輸入時にIMPORT LICENSEの取得が義務付けられており、その為に下記の書類が必要となります。

インボイス
パッキングリスト

他の貨物とは個別に作成して下さい。

PHYTOSANITARY証明書 原本 (検疫証明書)
CERTIFICATE OF FREE SALE (無償販売証明書)

現地では通関に先立って検査、検閲があり、その際にサンプルとして数個徴収されることもありませのでお含みおき下さい。

J その他

下記の貨物を送る場合は、事前にご相談ください。
規制があったり、現地へ送れない場合があります。

危険物
医療機器に該当するもの及び薬品
無線・通信機器
動植物(部分も含む)
化学製品
タバコ、Hydrocarbon Oil、メチルアルコール
光ディスク用機器
繊維製品
腕時計
化粧品
柑橘果物および野菜

以上、何かご不明な点がありましたら担当者までお問い合わせ下さい。

K 輸送料金

貨物の明細(概算でも結構です)をご提出下さい。お見積をさせていただきます。

【別添 - B】 貨物搬入票

Asia Fruit Logistica Bangkok 向け

搬入年月日 2007 年 月 日

搬入先 必ずご確認の上、 を塗りつぶして下さい。

船便・横浜

航空便・東京

輸出梱包の手配が必要な場合は事前にご相談下さい。別途搬入先をご連絡いたします。

荷主社名				
出荷担当 連絡先	出荷担当			
	部署名		TEL:	
輸送方法	<input type="checkbox"/> 船便		<input type="checkbox"/> 航空便	
貨物個数 (荷姿)				
梱包状態	<input type="checkbox"/> 輸出梱包済み		<input type="checkbox"/> 別途梱包を要する	
ケースマーク	備考			

出荷前に石川組の担当者宛にファックスしてください。
 オリジナルは貨物搬入時に倉庫の受付へご提出下さい。(宅配便等ご利用の場合はファクスのみで結構です)

6. 輸入規制概要

出典元：Food&Agriculture(2644号)ジェット口発行

発効日：2007年6月25日発行

Food & Agriculture 2007年6月25日(2644号)発行 第三種郵便物認可

海外情報

植物防疫法の告示を改正し、主要青果物の輸入を原則禁止、経過措置で当面は輸入継続(タイ)

(バンコクセンター発)

タイ王国農業・協同組合省は、植物防疫法の告示を改正し、2007年7月31日から施行すると公示した。これにより、それまで比較的緩やかだった植物の輸入規制が、青果物を中心に強化されることとなった。具体的には、りんご、なし、いちご等多くの青果物については輸入を原則禁止し、貿易に伴う病虫害の侵入リスクに応じた措置(検査条件)を新たに設定した上で輸入を解禁するが、これら輸入禁止対象植物については、過去5年の商業輸出の実績が証明できた場合は、新たに検査条件が設定されるまでの間それまでの条件で輸入を認めるというものである。

<輸入禁止対象植物の範囲を拡大>

タイ農業・協同組合省が所管する植物防疫法では、従来、輸入禁止対象植物をもみ米やかんきつ類(地域限定)など8種類・グループ、輸入規制植物を大豆やランなど4種類・グループに限定していたため、タイへの植物の輸出に当たり植物検査上の規制が問題になることはこれまでは多くなかった。しかしながら、タイ政府は、現行の規制が講じられて30数年が経過し時代にそぐわなくなり、国際ルール(WTOのSPS協定(衛生植物検査措置に関する協定))に基づく新たな措置が必要になったとして、「輸入の禁止・規制対象植物の大幅な拡大」と、「病虫害の侵入リスクを踏まえた輸入解禁」を柱とする告示の改正を行った。なお、他に考えられる改正理由としては、近

年、タイ政府が中国や豪州等と進めてきたFTAにより、安価な果物や野菜がタイ市場に大量に輸入されるようになった一方で、期待した輸出は、相手国の植物検査規制に阻まれて期待したほど伸びず、国内から不満の声が上がっていることも挙げられる。

新たに輸入禁止対象となる植物は、りんご、梨、柿、桃、さくらんぼ、ぶどう、キウイフルーツ、びわ等多くの温帯果実のほか、パイナップル、バナナ、マンゴー他多くの熱帯果実、すいか、いちご、メロン等の果実的野菜、かぼちゃ、なす、きゅうり等のうり科野菜の果実、なす、トマト、ジャガイモ、ピーマン、ししとう、とうがらし等のなす科野菜のすべての部分、スイートコーン、さとうきび、とうもろこしのすべての部分等である。禁止対象となる日本からの主な輸出品目では、果物及び果実的野菜のほとんど、かぼちゃやトマトなどの果菜類、ナス科野菜の種子などが挙げられる。

また、植物検査証明書等の添付を義務づける輸入規制の対象となる植物も大幅に増加する。日本からの主要な輸出野菜である長芋はこれに該当する。

<経過措置により輸入禁止対象植物のタイへの輸出は当面可能>

ただし、輸入禁止対象植物は、この告示が施行された後も、過去5年以内にタイへ商業輸出されたことを示す書類を輸出国政府からタイ側に提出し、商業輸出の実績

があることが証明できれば、新たに検査条件が設定されるまでの間、従来と同じ条件で輸入が認められる。このため、日本の農林水産省はこうした輸出実績をとりまとめ、タイ政府側に提出し、協議を行っていくこととしている。

<今後のスケジュール>

2007年6月1日に官報で公示されたこの告示は、60日を経た7月31日付けで施行される。輸入禁止対象植物への先に述べた経過措置の適用のためには、9月29日までに輸出国政府からタイ側に商業輸出実績を証明する書類が提出され、さらに2008年1月27日までに輸出国より当該禁止対象植物の生産状況やその病虫害のリスク関連データを提出する必要がある。これを受け、タイ側が病虫害の侵入リスクを分析し、分析結果に基づいた管理規定・輸入検査条件を策定して、これを実施するよう個別にタイ政府が輸出国へ要請することになり、実際の策定に向けて二国間で協議が行われることになる。

この検査条件の内容や、条件設定の時期を見通すことは困難であるが、今後、タイ政府は各国から提出される膨大な件数の病虫害リスク分析を行うことになると考えられる。

<改正がタイの農産物輸入に及ぼす影響>

2006年のタイの通関統計から、この改正の影響を受け得る「果実」のタイへの輸入の現状をみると、タイは、50カ国・地域から果実・

ナッツを約63億パーツ(2007年6月現在、1パーツ=約3.7円)輸入しており、金額ベースでの順位は中国がトップでシェア56.4%、次いで米国、ベトナム、豪州、南アフリカと続く。日本産果実・ナッツの順位は10位、金額は約3,700万パーツ、シェアは0.6%となっている。

この改正により、輸入禁止対象植物は、過去5年の商業輸出の実績がなければいったんは輸入禁止となるため、新たに輸出を行うハードルはかなり高くなる。商業輸

出があり当面経過措置が適用される植物については、検査条件の内容によっては、各国からの果実や野菜の輸入シェアの変動や輸入量の減少につながり得るものであり、温帯果実の主要輸出国である中国、米国、豪州等は金額的には日本よりはるかに大きい影響を被る可能性がある。

日本としては、4月に締結された日タイ経済連携協定(JTEPA)が年内には発効し、これにより、りんご、梨、桃等の輸入関税が即時

撤廃となるという好材料がある中で、この改正は少なくともマイナスの不確定要素になると言える。ただし、現時点では経過措置により今年の収穫シーズンのタイへの輸出に悪影響が生ずる可能性は小さいと見込まれる。いずれにしろ、今後の関係者の反応、さらに将来の輸出への実質的な影響がどうなるか、主要輸出国の状況も含め注視していく必要がある。

(田雑 征治)

7. プレスリリース及びプロモーション活動

(プレスリリース)

Asia Fruit Logistica 2007「日本パビリオン」を出展アジア発の生鮮果物・野菜専門見本市に日本企業・団体計9社が出品

ジェットロでは農林水産省の委託により、農林水産物輸出促進事業の一環として、来る9月5日(水)～7日(金)にタイ・バンコクで開催される“Asia Fruit Logistica 2007”に日本パビリオンを設置・出展する。

本見本市は、アジアで初めて開催される生鮮果物・野菜に限定した専門見本市である。タイを含むアジア地域は、有望な日本産農産物の輸出市場と見込まれており、既にタイには日本からリンゴ、柿、梨、イチゴ、メロン、ブドウ、ナガイモ、トマト等様々な農産物が輸出されている。こうした中で、本見本市にはタイはもとより、近隣のアジア諸国、さらにはEU地域等から多数のバイヤーが来訪するため、近隣諸国への輸出を検討されている出品者には絶好の機会と考える。

また、今回本見本市が開催されるタイにおいては、日タイ修好120周年に当たるとともに、本年4月には日タイ経済連携協定が署名され、その発行に向けた手続を進めており、今後の農産物輸出が一層発展する国として期待される。

日本パビリオンは、アラヤフルーツ(株)(青森)、JA伊達みらい(福島)、(株)サングローブフード(東京)、日本園芸農業協同組合連合会(日園連)(東京)、静岡県温室農業協同組合連合会(静岡)、豊橋田原広域農業推進会議(愛知)、岡山県(岡山)、全農ふくおか及び福岡県(福岡)、むらはたタイランド(タイ・バンコク)の日本全国及びタイ現地法人から9企業・団体の出品をもって、本見本市出展国・企業のうち最大規模(135㎡(12小間))で出展する。主な出品物はナシ、ブドウ、メロン、リンゴ、モモ、カキ、イチジク、ヤマイモ等で、高品質かつ安心・安全な日本産農産物の輸出に向けた商談の推進が図られる。

タイへの日本産農産物の輸出に向けては、本見本市に加えて、農林水産省が設置する海外常設店舗が会期中にオープンすることもあり、今回を期に現地実需者への一層のPRが期待される。

日本パビリオンに関する問い合わせは、ジェットロ東京本部輸出促進・農水産部農水産課(担当:高橋、小林、桐生)まで。

参考資料:

1. 開催概要
2. 参加企業・出展商品リスト

Asia Fruit Logistica 2007「日本パビリオン」 開催概要

主 催： 農林水産省

目 的： タイ及びアジア地域での日本産農産物の市場拡大を図るため、飲食店、ホテル、スーパー、商社などを対象とした生鮮果物、野菜等の専門見本市に出展、商談の場を提供する。

日 時： 2007年9月5日(水)～7日(金) 13:00～18:00
HP <http://www.asiafruitlogistica.com>

場 所： タイ王国 バンコク クイーンシリキット国際会議場
Queen Sirikit National Convention Center, Plenary Hall 2-3
60 New Rachadapisek Road Klongtoey Bangkok 10110 THAILAND
HP <http://www.qsncc.co.th/>

参加規模： 9企業・団体、自治体
(総面積：135㎡(12小間))

備 考： 農林水産省の平成19年度農林水産省委託事業農林水産物等海外販路出・拡大事業(タイ)の受託で、ジェットロが日本パビリオン運営。
本見本市はアジア発の開催。

News Release

JETRO to promote world-quality fruits at “JAPAN PAVILION”

- One of the biggest exhibition areas in Asia Fruits Logistica, world-famous trade event, to present exquisite Japanese fresh fruits and vegetable
- Future tariff cuts for Japanese fruits in Thailand up to **0%**, starting at earliest this October thanks to JTEPA
- **FREE 50 entrance ticket GIVE-AWAY** exclusively for fruit and vegetable buyers – Tel. **0-2253-2021#124** till Aug 27

Bangkok (Aug 14, 07) – The Japan External Trade Organization or **JETRO Bangkok** is going to carry out “**JAPAN PAVILION**”, one of the biggest exhibition zones for Japanese fruits and vegetables displayed by nine Japanese companies, at “Asia Fruits Logistica” event, during September 5-7, 2007, 13:00-18:00 hrs., Queen Sirikit National Convention Center. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan entrusts the running of “JAPAN PAVILION” to JETRO Bangkok.

Yoichi Kato, JETRO Bangkok President, said “JETRO promotes this special exhibition of Japanese fresh fruits and vegetables particularly because the merits of the Japan-Thailand Economic Partnership Agreement (JTEPA) will bring about lower tariffs imposed to Japanese fruits that are imported into Thailand. After JTEPA takes effect, the tariffs for pears, peaches, persimmons and apples will be waived to 0%, while those for melons, grapes, and Japanese yam will be reduced every year. It assumed to be take effect between October and December this year. Therefore, it is a good opportunity Thai food industry and consumers to enjoy better quality Japanese fruits at lower prices.”

JETRO will give away FREE DAY PASSES, worth 30 USD each, to wholesale buyers, retailers, importers, and exporters. Register now by calling **0-2253-2021#124** until Monday, August 27, 2007.

Mr. Seiji Tazo, Trade Promotion Director, JETRO Bangkok, said “**JAPAN PAVILION** showcases better quality Japanese fruits and agricultural produce, which have been ‘nurtured with care’ by Japanese farmers using Japanese local wisdoms. For example, covering fruits with paper shileds to protect the buds and baby fruits from insects, diseases and harsh rains; placing reflection sheets under apple trees to expose the buds to more sunlight; and dropping small and extra fruits to enlarge remaining fruits on the trees.”

“The exhibition is desinged to portray the colorful ambience of Japan as well as the good nature of Japanese farmers who nurture fruits and crops with their happy hearts. Much has been said that

these Japanese farmers tend the fruits as caring-mindedly as if the fruits were their own babies,”
said Mr. Tazo.

Asia Fruit Logistica is the world's leading exhibition and convention event for the marketing of fresh fruits and vegetables which has been held in Berlin every year since 1993. The event is to be held for the first time in Asia because of the dynamism of the Asian markets.

There will be nine Japanese companies participating in the JAPAN PAVILION, whose items of highlights include pears, peaches, persimmons, grapes, melons and Japanese yam.

For FREE 50 ENTRANCE TICKETS exclusively for fruit and vegetable buyers, retailers, and importers, call 0-2253-2021#124 . For more information, visit www.asiafruitlogistica.com .

For more information, please contact:

Chutima Duangpanich, PR Dept., JETRO Bangkok, Tel. 0 2553 6441 ext. 147